

[平成20年第 3回 9月定例会—09月26日-05号]

△日程第1 「自第 89号議案 平成20年度広島市一般会計補正予算（第2号）

+

└至第 104号議案 契約の締結について

○藤田博之 議長 日程第1, 第89号議案から第104号議案を一括議題といたします。

本件に対する各常任委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしました議案審査報告総括表のとおりであります。

なお、酒入忠昭議員ほか5名より、第96号議案に対する修正案が提出されておりますので、あわせて議題といたします。

経済環境委員長より、委員長報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

経済環境委員会、松坂知恒委員長。

[22番松坂知恒議員登壇]

◎22番（松坂知恒議員） おはようございます。

経済環境委員長の松坂知恒でございます。

議長の許可をいただきましたので、経済環境委員長報告をいたします。

経済環境委員会に付託されました第96号議案、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の制定については、9月25日に開催された本委員会において審査を行った結果、賛成少数で否決されましたので、その審査の概要を御報告いたします。

なお、第89号議案、平成20年度広島市一般会計補正予算（第2号）については可決されました。

本委員会における審査に当たりましては、まず最初に、理事者から次のような説明を受けました。

この条例案は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、広島市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであること。

また、内容としては、広島市の責務として、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に策定し、実施することを定め、事業者、市民及び滞在者の責務として、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努め、広島市の地球温暖化対策に協力しなければならないことを定めること、事業活動や自動車、建築物に係る地球温暖化対策、緑化の推進や再生可能なエネルギーによる地球温暖化対策について規定していること、施行期日は平成21年4月1日としているが、緑化に関する規定は同年10月1日から、事業

活動に関する規定は平成 22 年 4 月 1 日からとしていることなどについて説明を受けました。

その後、議案の質疑を行いました。

その中で、委員各位から、2 時間 30 分に及ぶ多くの質疑が行われるとともに、意見が述べられましたので、その主なものの概要について御報告いたします。

まず、主な質疑としましては、一つ、地球温暖化対策は避けては通れない。それに対応するためには、市民に対して、やはり費用負担といったものが生じてくるという感覚も持ってほしいと思うがどうかという質問に対して、この条例では、直接的な削減義務を規定していない以上、幾ら費用がかかるということは実際には試算できない。市民、事業者の方には、あくまで自主的に取り組んでいただくということであるという答弁がありました。

一つ、本会議で、条例制定について、特に、建設業界では、いろいろな影響が出るのではないかという質問に対して、他都市では、本制度を導入したことにより、悪影響があったとの声は聞いていないという答弁であった。それは、関係団体に問い合わせで調査したのかという質問に対して、実際は、関係都市からの聞き取りをしたということで、業界からの要望、陳情については、他都市では提出されていないということで聞いているという答弁がありました。

一つ、広島市自体が地球温暖化対策にできる限りの努力をして、汗を流した上で、市民に負担を強いるというのであれば理解できるがどうかという質問に対して、広島市の環境保全実行計画の実行について、なかなか目標値には届いていないという状況である。広島市においても温暖化対策を必死になって実行しないといけないと思っており、事業者、市民の方と一緒に取り組んでいきたいという答弁がありました。

一つ、周辺都市との話し合いや広島県に対しても、一緒に取り組んでいこうといったような話し合いをされたのかという質問に対して、県や周辺都市との協議はしていないという答弁がありました。

一つ、全く、市民の自主的な取り組みに任せるということであれば、カーボンマイナス 70 は達成できないと思うがどうかという質問に対して、社会構造を変えていく、我々の生活を根本から変えていく、エネルギー構造も変えていく、市民、事業者、行政が、あらゆる部分で犠牲を伴いながら、70%の削減に向けて努力していくというのが現在の社会の姿であろうし、広島市の役割であるという答弁がありました。

一つ、来年の 4 月の施行に向けて、業界側の対応がスケジュールどおり進むのかどうかという質問に対して、関係する団体、企業には、その都度、資料を提示しながら、誠意を持って対応したと考えているが、十分な理解はいただいている部分もあると思っている。来年 4 月の施行に向けて、これから関係業界とさらなる協議を行いながら、詳細について説明し、また、要望を聞きながら理解を得ていきたいと考えているという答弁がありました。

以上が、主な質疑の概要であります。

次に、主な意見としましては、一つ、我々が審議できる場に、審議できる内容、データを出して、審議させてもらいたい。きちっと資料を整えて、もう一度、条例を再提出されることを望む。

一つ、影響があると思われる団体からはきちんとした意見を聞いて、意見交換をして、条例の中身を詰めていく必要があったのではないかな。

一つ、この条例自体、罰則もなければ、制約もないということであれば、あえて条例を制定する必要はなかったのではないかな。

一つ、広島市の周辺には海田町、府中町といった飛び地の自治体がある。そういう自治体との整合性がとれないのは余りいい形ではない。

一つ、議会も含めて、いろいろな事業者の方ともっと議論して、一緒に研究・検討することがよいのではないかな。

一つ、業界団体に対し、一つ一つ丁寧に説明し、誤解があればそれを解く。そして、十分に検討しながら、今後の展開に補強していくという丁寧な道筋が必要ではなかったのかな。

一つ、次の世代に何を残すかということは大変重要な問題である。何のストレスも、何の痛みも感じなくて、地球温暖化対策の目標が達成されるということにはならない。次の世代には、今の良好な環境を残していくために、さまざまところで、それぞれの分野がしっかりと自覚しないとイケない。

といった意見などがありました。

このように、多くの質疑や意見が出され、委員一人が棄権する中での採決の結果、第96号議案につきましては、賛成少数で否決となりました。

すべての委員が、地球温暖化対策の必要性を認識しながら、否決に至ったことはまことに残念でなりません。

広島市当局へは、事業者を含めたすべての市民に対し、従前にまさる十分な理解を求める努力を重ねていただきたいとの言葉を添えまして、経済環境委員長報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○藤田博之 議長

ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕